昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成15年7月15日発行第319号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

（茂木町）「道の駅」もてぎ

2003．7 No. 319

－　目　次　－

□政治に関心を持とう！ ……2
□第2回理事会及び幹事会開催……3
□産業廃棄物処理業に係る特別研修会開催… 4
□第1回広報部会開催
・第1回支局長会議開催…… 5
□支局長会議2003から……6～7
□平成15年度日本行政書士連合会
定時総会が開催されました…… 8
□栃木県一般競争（指名競争）
参加資格審査申請の方法について…… 9
□新会社更生法について……10
□相続時精算課税制度について……11～14
□支局情報・経営事項審査実施の日程……15
□支局かわら版……16
□アドちゃん談話室・他……17
□交差点・政連だより……18
□木もれび・他……19
□会員の動き・お知らせ……20

栃木県行政書士会

政治に関心を持とう！

日本行政書士政治連盟栃木会　会長　浅　野　吉　知

本号が皆様に届く頃には梅雨も明け、真夏の太陽が降り注いでいることでしょう。

去る５月23日の政治連盟定期大会において、書士会会長　小林一二氏の提案により、政治連盟栃木会発足以来の慣例を取り払い、行政書士を取り巻く環境が著しく変化を遂げてきている昨今に合った組織編制をする必要を強く感じたので、書士会長、政治連盟会長を別人とすることになりました。図らずも私が指名を受け、幹事会において互選されました。私にとっては、寝耳に水のことであり、大変な驚きと責任の重さを痛感しております。

6月10日開催いたしました第２回幹事会において副会長、幹事長等の人事を決定いたし、いよいよ今年度の事業に着手いたします。今年4月は統一地方選挙が行われ、会員候補、推薦候補を多数当選させることができました。これひとえに会員の皆様の強いご支援の賜物であります。

政治連盟の役割は皆様ご承知のとおり、我々の職域の確保、官公署への広報活動や業務上の改革への応援を頂くことにあります。そのため、会には行政書士議員連盟という政治団体があり、会長には菅沼清県議会議員が就任しております。我々の日常業務は、県、市町村への申請が大多数であります。そのためには、これら議員連盟のお力を相当お願いいたさねばならない事が今以上に多く発生することでしょう。

特に行政書士法の改正により昨年7月より施行された代理権による委任状等の取り扱いについても県との話し合いにご協力を頂いております。

『政治は嫌いだ』

だから政治連盟の会費は納めないという会員もおります。これは間違っていると思います。我々の活動により、法律の改正や、許認可手続きの簡素化などは、これら政治の動きが大きく関与されております。でありますから、自分は政治に関係ないといっても、その成果を会員自身も享受しているわけであります。ですから、「義務を行わずして権利だけを得る」という考であってはなりません。どうか、今以上に政治に関心を待っていただきたいと思います。

政治連盟栃木会は昭和57年に発足いたし、現在21年目に入っております。そのため規約も現在の状況に合った規約に変更をしなくてはなりません。今年度は規約の見直し作業を進めてまいります。どうか、会員の皆様の今一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

第2回理事会及び幹事会開催

平成１５年度定期総会後初の理事会及び幹事会が６月１０日（火）午前１０時３０分から行政書士会館２階会議室において開催され、本年度事業の具体的推進について審議がなされた。

理事総数３５名中３３名の出席があり、本会が適法に成立したことを確認した後、会則の規定により小林一二会長が議長に就任し、議事録署名人に市川浩一理事、齋藤裕理事を指名、下記議案の審議を行なった。

第1号議案 各部・綱紀委員会の編成について

小林会長より各理事に辞令が交付され、所属部・委員会が決定し、２年間の事業執行体制が決定した。今回１４名が新任という新鮮な顔ぶれとなり、参加した理事・監事・綱紀委員・委員全員が自己紹介及び抱負を述べた。

第2号議案 顧問・相談役の委嘱について

元日行連会長の鈴木金蔵先生に顧問を、前県副会長の須永威先生に相談役を委嘱することを承認決定した。

第3号議案 平成15年度事業の具体的推進について

先に決定した各部・委員会に分かれて事業執行計画表に基づき、予算・日程・具体的執行事項及び専門委員の委嘱等が協議された。

昼食後理事会を再開、各部長・委員長より事業執行計画が発表され質疑応答の後、各部・委員会の事業計画は可決承認された。

第4号議案 宇都宮市所有土地の件について

金敷裕副会長より、現在宇都宮市より賃借している駐車場は、公売により売却された場合には契約解除となり、会館の有効利用の為にも長期安定的駐車場の確保が必要との説明があり、購入の為の詳細な資金計画案等が提示された。

本件は理事会の議決を経て、総会の特別決議を得なければならず、購入に当たっての具体的手続きも含めた慎重なる審議の結果、駐車場用地の購入と臨時総会の開催を決定した。

第5号議案 臨時総会の招集について

第4号議案の決定を受けて７月中旬に臨時総会を開催することを賛成多数で承認決定した。

議事終了後、岸宏日行連理事より日本行政書士

会連合会の現況及び行政書士法改正案の状況等の報告がなされた。支部長会においては、９支部長が出席し、自己紹介の後、様々な意見要望が出され、活発な議論が展開された。

最後に、７月３０日に下野新聞社、総務省、栃木県等共催による全国リレーフォーラム「電子自治体と未来のくらし」が栃木県総合文化センターで開催され、本会より金敷副会長がパネリストとして参加する旨の報告がなされ、理事会は無事閉会した。

引き続き、午後４時２０分から日政連栃木会幹事会が代議員２５名の出席のもと開催された。浅野吉知新会長の挨拶の後、議員連盟会長の菅沼県議、同副会長の鯉沼県議よりご挨拶をいただき、その後議事に入った。

会則により浅野会長が議長となり、議事録署名人を指名した後、報告事項として副会長、幹事長副幹事長を指名した。

第1号議案 各委員会の構成について

第2号議案 平成15年度運動計画の推進について

事業執行計画表に基づき詳細な説明がなされ、質疑応答の後可決承認した。

第3号議案 顧問の委嘱について

行政書士議員連盟会員１２名の他、行政書士会小林会長の計１３名に顧問の委嘱をする旨承認された。

幹事会終了後、５時３０分からプラザインくろかみにて懇親会が開催され、本日の長時間の会議の労をねぎらうとともに、今後の各人の活躍を祈念して宴を閉じた。

（広報部　松本　伸一）

産業廃棄物処理業に係る特別研修会開催

６月１７日（火）午後１時３０分から護国会館において、特別研修会が開催されました。本特別研修会は、宇都宮市廃棄物対策課の産業廃棄物収集運搬業許可申請に係わる審査基準の見直しによる診断書類作成の能力を身につけるため、下記全４科目中２科目を実施いたしました。

尚、行政書士として診断書類を提出する場合、全科目受講終了時に交付される修了証の写しを添付することが義務付けられました。

項	研　修　科　目	日　程
1	財務諸表に基づく経営分析	6／17
2	産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務	6／17
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律概論	7／17
4	産業廃棄物収集運搬業の経営診断書作成の実務	7／17

※上記４科目を繰り返し年２回程度実施します。
今後の日程は、HP・会報でお知らせします。

研修会開催にあたり、小林会長より特別研修会に到る経緯についての説明の中で、全国で初めての取り組みであり、行政書士の職域の拡大のためにも重要な研修会となるので認識を新たにして取り組むようお話がありました。

第1科目は、公認会計士　佐藤行正様を講師に招き、実際の決算報告書を基に、企業の経営状況を、（1）安全性分析、（2）収益性分析、

▲佐藤　行正氏

▲市川　浩一氏

（3）生産性分析の３点に絞り説明がありました。

算出した数値から、同業他社との比較、同社の過去との比較等から経営状況を分析し、改善案を導き出し、企業を寄りよい方向に導くことが、重要であるとの説明がありました。

第2科目は、行政書士　市川浩一氏が講師となり、実際の申請書類に基づいて、申請に当たり特に注意をしなければならない点、間違いやすい点を重点的に実務に則した流れで解りやすく説明がありました。

研修会は、宇都宮市環境部廃棄物対策課から渡辺氏、山本氏の２名の特別参加者を含め、87名の参加者があり、皆熱心に受講されており、会員の特別研修会に対する関心の高さがうかがえました。　　（業務研修部　鈴木昇）

第1回広報部会開催

６月１８日（水）１０時から小林会長、金敷担当副会長出席のもと、行政書士会館２階において開催した。６月４日の理事会での大筋の年間事業計画について再確認をしながら、盛だくさんの案件を処理した。

担当副会長が広報部は初めて、ということもあり、記事の収集からはじまり、会員の手元に届くまでの一連の流れを確認しながら、これから2年間これまでの素晴らしかった「行政とちぎ」を、“より一層の充実と躍進”を目標に、リフレッシュした新たな「行政とちぎ」の船出となるに相応しい実りある部会となった。

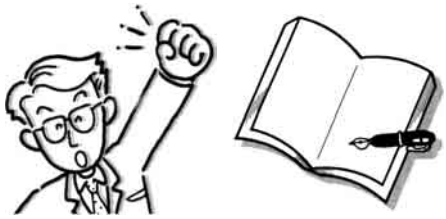

第1回支局長会議開催

午前中の広報部会に引続き午後１時半から、同じく小林会長、金敷担当副会長の出席のもとに、１０支部の支部長のうち９人の支部長と広報担当理事４名と専門委員、事務局の計１７名の出席により開催した。毎期第1回目の支局長会議は、これまで何回か外部から講師（新聞社の方、NHKの方等）をお招きし、原稿・文章の書き方、取材の仕方等々の興味深い話を伺った年もあったそうだが、今年は外部講師依頼の手配の時間もなく、思いあぐねていたところ、何と内部に目をやれば私達のすぐそばに、講師にうってつけの方がいらしたのでお願いした処、快諾？のお返事を頂いた。

その講師とは、広報部の専門委員でもある足利支部の新井紀代会員で、実に見事な手法・手腕のうちに会議は終了し、きっと支局長の方々の帰りの足取りは、必ずや来る時よりも軽くなられたであろうような会となった。

そんな新井会員の手法をちょっとご紹介しましょう。最初に資料が机の上に並べられていた。しばらくすると白紙が配られた。「えー？今日は何かテストでもするの？」との声がチラホラ。そんな白紙のことなんか忘れかけていた頃、「それでは皆さん、先ほどお渡した紙に、仕事上のことでも私生活のことでも何でも結構ですから、今悩んでいること、気になっていることを書いて下さい。そして書きながらで結構ですから、耳はこちらの方にお願いします。」と。皆何やら下を向いて書き始めた。しばらくして回収された。またしばらくすると「それでは先ほど皆さんに書いていただいたことも含めて、再度自己紹介を一人１分３０秒でお願いします。ではーさんからお願いします。」一問「えっー！」と小さな声があがったが…話し始めると皆１分半では到底収まらないほどのスピーチとなり、とても和やかで楽しい会となった。一人１分３０秒という時間は、会議終了予定時刻から割り出したものだったので、終了予定時刻を大幅にオーバーして終了となった。　（広報部）

▲新広報部員と支局長

ちょっとリニューアル【行政とちぎ】

今月号より新広報部員による編集となりました。新しいコーナーの新設等をご紹介します。

新コーナー●

〈おじゃましまーす〉（８月号からです）
会員の事業所訪問です。いつあなたの事務所をお訪ねするかわかりませんがお楽しみに！

〈支部長の顔〉
支部の紹介や支部長の意見等を。１０支部の支部長さんに毎月おひとりずつ登場して頂きます。

ネーミングの変更●

〈快晴〉が〈木もれび〉に

このコーナーは各支部の支局長さんに思いのままに書いて頂いているものです。

表紙●

道の駅シリーズ

お楽しみに！

（広報部より）

～支局長会議２００３から～

支局長のつぶやきから、見えてくる「現代」もある……。

☆思いを文字に書き直して伝えたいものがある。
☆国会議員の数が多すぎるのでは？
☆「支局長には絶対ならない！」で通してきたが、くじ運にはずれてやっている。
☆熊と温泉の地で暮らしている。
☆国会移転の候補地だが、行政書士も地域の有り方を学ばないといけない。
☆旅行が好き！早くこの2年を（任期）終えればと思う。
☆田園地帯に住んでいる。仕事は待っていてもこない。
☆なのに…営業には歩いていない。
☆夜眠れないで困っている。押し入れで寝てみたり、窓に風呂マットをはったりなど工夫してはいるが……。

☆海に潜るのが唯一の趣味だ。
☆年間売上はビビたるものだ。
☆「おじゃします」を見て、新人の先生方の苦労を感じた。が、研修を積んで努力することが大切。
☆正しい情報、隠さない情報からこそ次の発展もある。
☆50代後半になった。
☆仕事も日本経済も心配。
☆積極的に生きたい。
☆国語力以上の外国語は身につかない。
☆入会3ヶ月、やっと方向が見えてきた。
☆のんびり歩いていた方が長生きできるかも？
☆行政書士会の会報は月に1回…まさかたいしたもんだ。他の団体で広報誌をやっているが、発行部数を減らす動きさえある。
☆国がしっかりしていないとダメだなあ。
☆降る雨の音も、川面に落ちる場合と屋根に降る場合とで違う。書くことは生きること。その通りだと思う。文章をとおして知りたい。
☆援助ばかりの外交と映ってしまう現状
☆しゃべることはいいが、書くことは難しい。
☆悩みは、改まった場所で話すのがヘタなこと。考えがまとまらないとだめだ思う。

☆夜の仕事をしている……？
～子供たちへの勉強指導でした（笑）～
☆今度の休みは何をしよう？？いい過し方が思い浮かばない。
☆会のこと…それしかない！
☆産業の講習会、手回のようなケースは、全国でも初めてのことだった。
☆個人が成り立つ事務所経営を目指すために何をなすべきか。
☆なかなか本や新聞を読む時間がないが、広報の仕事をすることになってから、毎日活字に接する。辞書も離せない。
☆発想の転換が必要かも…。それには穴を掘ることだ。
☆穴にもいろいろある。

「気持ち」っていくらくらい？　～最近思うこと～

☆新しい方向のひとつにインターネットがある。女性の悩みにきちんと応える。しかし、基本的には権利うんぬんの前に人としてどうなのか…ということではないか。
☆今日も牛久の収容所から外国人の相談があった。「出たい！なんとかしてくれ」しかしこの人の場合は状況として厳しいので「あきらめなさい」と言って説明したが、自分の都合の悪い部分になると「日本語わからない！」
やはり人間は自分の理解を越える部分に出会うと自分に都合のよいきめ方をしてしまうというひとつの例かも。
☆「SARS」の影響で海外に行けない。
☆私も夜の仕事をしているが、それが逃げ道になっているのでは？と反省することもある（塾の先生です…）
☆先輩の土俵にも上がってあらしてもよいのでは？…。
☆インターネット上で相談にのるという仕事もある。
☆ただはよくない！定価があって身が引きしまる。
☆いろんな意見をのせてこそ活性化につながる。
☆表現力の乏しさ。
☆考えることは沢山ある。ひとつひとつやるしかない。
☆アパート経営者に、会う機会があった。アパートには離婚者も多いので、離婚の相談にのれる人がいてほしいと言う。
☆結婚フィクサー相談もあるのでは？
☆それはもっと大変！
☆「お気持ち」ってどれくらい？
☆支局長の仕事って何ですか？
☆示談書・協議書にすればお金はとれるが問題は解決しても人間関係は壊してしまう。生活はキツイが人間らしい法律家になりたい。
☆営業に行ったら、「ぼくんとこは○○先生が入っている」片方からは「客をとるな」重ならない領域を求めさまよっている。
☆支局長をやる人がいない現状がある。
☆ことばに温度のある行政書士になりたい。

これらたくさんの、つぶやき・ホンネの中から感度のいい視点をみがきつつ読者の皆さんの求めるものにせまりたいと感じた支局長会議2003でした。

平成15年6月17日（水）広報部

平成１５年度 日本行政書士連合会定時総会が開催されました

平成１５年６月２６日から２７日にかけて、赤坂プリンスホテルに於いて日本行政書士連合会の平成１５年度定時総会が開催されました。

総会に先立ち午前１０時から総務大臣表彰表彰状授与式が行われ、当会の会長小林一二氏、副会長岸宏氏、森章氏、関口長四郎氏を含め全国で３０名の会員が受賞されました。受賞者を代表して当会の森章氏が代表受賞し、永年の行政書士としての誇りと感謝を込めて、総務大臣表彰受賞者代表謝辞を行いました。

次いで定時総会が午前１０時４５分から開催され、盛武連合会会長の挨拶の後、議案審議に入りました。議案は以下の通りです。

第１号議案　平成１４年度事業報告
第２号議案　平成１４年度決算報告
第３号議案　平成１５年度事業計画（案）
第４号議案　平成１５年度予算（案）
第５号議案　日本行政書士連合会会則の一部改正（案）
第６号議案　日本行政書士連合会役員選任規則の一部改正（案）
第７号議案　役員の改選

第１号議案・第２号議案は一括上程され、事前に提出されている質問書に沿った答弁の後、再質問を受け賛成多数で可決されました。当会からも第１号議案について、「行政書士登録申請の事務所表示（屋号）の件」・「申請手続代理における国税庁（所管する書証明）の件についての進捗状況」について質問書を提出してありましたが、的を射た回答を得る事が出来なかったのが残念です。

第３号議案・第４号議案も一括上程され同様に審議され可決されました。

第５号議案は、総会代議員の任期を明示し、欠員補充時の残任期間を明確化するとともに、１０１人未満の単位会にあっても１人の代議員を選出できるようにした事と、書面により行われている総会、理事会、会長会に関する通知、請求並びに議決手続きを、電子情報処理組織により行えるようにする事、さらに登録関係手数料及び行政書士登録申請書類の保存期間を改正するとともに、行政書士名簿の備付けに関し、電磁的記録に係る記録媒体により行えるよう関係条項を改正することであり、賛成多数で可決されました。

▲総務副大臣より表彰される森章氏

▲質問する小林会長

第６号議案は、「総会の代議員名簿を選挙期日の２０日前までに選挙管理委員会に提出しなければならない。」を「１５日前まで」と改正するもので、賛成多数で可決されました。

第７号議案のうち、会長は選挙により選任され、現東京会会長の宮内一三氏が当選され、新連合会会長が誕生しました。

翌日、副会長６人、理事４９人、監事３人が選考により選任されました。

以上、提出議案はすべて原案通り可決承認され閉会しました。

詳細については、「日本行政」に掲載されることと思いますので、お読み頂きたいと思います。　（広報部　金敷　裕）

平成15・16年度

栃木県一般競争（指名競争）参加資格審査申請の方法について
建設工事 ― 追加受付 ―

1　入札参加資格審査申請の対象者

次のいずれかに該当する者については、入札に参加する資格はありません。

ア　建設業法第2条第3項の規定による建設業者でない者。（建設業の許可を受けていない者）
イ　地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者。
ウ　地方自治法施行令第167条の4第2項に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者。
エ　申請をする日の1年7箇月前の直前の営業年度終了の日以降に（申請日現在有効な）経営に関する事項の審査（経営事項審査）を受けていない者。
オ　栃木県内に主たる営業所（以下「本店」という。）を有する者（以下、「県内業者」という）で、県税（地方消費税を含む）に未納がある者。
　栃木県外に本店を有する者（以下「県外業者」という。）で、法人の申請者にあっては法人税、消費税又は県税、個人の申請者にあっては申告所得税、消費税又は県税に未納がある者。（県税については本県に納税義務を有する者に限る。）

2　資格の有効期間

平成15年10月1日から平成17年3月31日まで

3　申請手続き

（1）受付方法　　郵送で受け付けます。（持参では、受け付けませんのでご注意ください。）
※申請書郵送の際に、申請封筒には「栃木県建設工事入札参加資格審査申請書在中」と明記し、トラブルを未然に防ぐため、郵便書留で送付してください。

（2）提出先　　〒320－8501
栃木県宇都宮市塙田1－1－20
栃木県土木部監理課建設業担当

（3）受付期間　　平成15年7月14日（月）～平成15年7月25日（金）（当日消印有効）
※なお、上記以外の期間の受付は一切行いませんので御注意ください。

4　申請書及び同記載要領の配付（有償）

下記において取扱います。

（社）栃木県建設業協会
〒321-0933　栃木県宇都宮市簗瀬1958-1
TEL 028－639－2611

※栃木県のホームページから申請書及び同記載要領をダウンロードすることもできます。
http：//www.pref.tochigi.jp/

5　その他申請内容についてのお問い合わせ先

栃木県土木部監理課　建設業担当
TEL028－623－2390

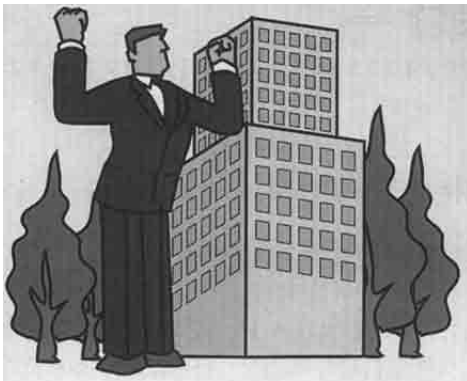

会社更生法の全面改正により、会社更生手続が新しくなります。

会社更生手続は、経済的に行き詰まった株式会社について、会社債権者等の利害関係者の多数の同意の下に更生計画を策定し、これを遂行することにより、利害関係者の利害を適切に調整しつつ、会社の事業の再建を図る手続です。
今回、会社更生法が改正され、会社更生手続の迅速化・合理化が図られるとともに、再建手法が強化されました。

手続の迅速化

○手続の開始要件を緩和
○手続開始後１年以内に更生計画案の提出を義務付け
○手続の終結時期を早期化

手続の合理化

○全国どこからでも東京地裁または大阪地裁に申立て可能
○更生計画による弁済期間の上限を原則15年に短縮
○更生計画案の決議方法として書面投票、書面決議の制度を導入

新会社更生法

再建手法の強化

○経営責任のない取締役等を管財人等に選任できることを明確化
○裁判所の許可による更生計画認可前の営業譲渡の制度を導入
○担保付物件の早期売却を可能とする担保権消滅制度を創設

Q 会社債権者にはどのような影響がありますか。

A 今回の改正により、更生計画案に対する議決権の行使方法として、関係人集会に出席して行使する方法のほか書面等により行使する方法が認められるなど、手続の合理化が図られるため、会社債権者は、会社更生手続に参加しやすくなります。
なお、今回の改正は、主として手続全体の迅速化・合理化、再建手法の強化を図るものですから、会社債権者が有する債権（更生債権等）については、従業員（使用人）の社内預金（預り金）の取扱いが変わった点を除き、旧会社更生法とほぼ同様に取り扱われることになります。

Q 社内預金の取扱いについて、どのような点が変わったのですか。

A これまで、従業員の社内預金は、その全額が共益債権とされて、手続の制約を受けずに、随時、弁済を受けることができました。今回の改正により、手続開始前６か月間の給料総額に相当する額または社内預金額の３分の１に相当する額のいずれか多い額に限って共益債権とされることになります。したがって、これを超える部分は、更生債権とされて、更生計画によるカット等の対象になります。

Q 民事再生手続との違いを教えてください。

A 民事再生手続は、法人、個人を問わず誰でも利用できる簡易な手続で、無担保債権者の権利のみを制約し（担保権者は自由に権利を行使できます。）、再生計画でカットできるのも無担保債権だけです。したがって、会社更生手続と比べると、手続の効力が弱い反面、低廉かつ迅速な中小企業向きの手続といえます。
これに対して、会社更生手続は、株式会社のみが利用できる強力な手続で、無担保債権者のみならず担保権者や株主の権利をも制約し、更生計画でこれをカットすることができますし、合併、減増資等の会社の組織再編行為も簡易に行うことができます。したがって、民事再生手続と比べると、手続の効力が強力な反面、費用と時間とを要する大企業向きの手続といえます。

法務省のホームページ・アドレス　http://www.moj.go.jp
法務省民事局参事官室　TEL03-3580-4111(代)

相続税・贈与税における「相続時精算課税制度」

Ⅰ　相続時精算課税制度のあらまし

平成１５年１月１日以後に財産の贈与を受けた人は、次の場合に、財産の贈与をした人ごとに相続時精算課税制度を選択することができます。

相続時精算課税制度を選択できる場合（年齢は贈与の年の１月１日現在のもの）
- 財産を贈与した人（贈与者）　→　６５歳以上の親
- 財産の贈与を受けた人（受贈者）　→　２０歳以上の子である推定相続人
（子が亡くなっているときには２０歳以上の孫を含みます。）

相続時精算課税制度を

相続時精算課税　選択する

【贈与税】

① 贈与財産の価額から控除する金額

特別控除額　２，５００万円

前年までに特別控除額を使用した場合には、２，５００万円から既に使用した額を控除した金額が特別控除額となります。

② 税率

特別控除額を超えた部分に対して、一律２０％の税率

※　平成１５年１月１日から平成１７年１２月３１日までの間に「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合には特例があります。
（最後のページをご覧ください。）

相続時に精算

【相続税】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の価額）を加算して相続税額を計算します。

その際、既に支払った贈与税額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は還付されます。

選択しない

暦年課税

従来どおりの課税方法です。

【贈与税】

① 贈与財産の価額から控除する金額

基礎控除額　毎年１１０万円

② 税率

課税価格に応じ次の速算表で計算します。

◎　贈与税の速算表

（平成15年１月１日以後の贈与）

基礎控除後の課税価格	税　率	控　除　額
２００万円　以下	１０　％	―
３００万円　以下	１５　％	１０万円
４００万円　以下	２０　％	２５万円
６００万円　以下	３０　％	６５万円
１，０００万円　以下	４０　％	１２５万円
１，０００万円　超	５０　％	２２５万円

※　この速算表の使用方法は、次のとおりです。
（課税価格－基礎控除額）×税率－控除額＝税額
↑
（贈与を受けた財産の価額）

例えば、500万円の贈与を受けた場合の贈与税額は、(500万円－110万円)×20％－25万円＝53万円です。

【相続税】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。

ただし、相続開始前３年以内に贈与を受けた財産の価額は加算しなければなりません。

財務省

II 税額計算の流れ

贈与税額の計算

≪ 事 例 ≫

夫婦と子２人の家族で、子ＣはＡからの贈与について相続時精算課税制度を選択し、２回の贈与を受けていた。

（１年目　１，５００万円）
（２年目　１，８００万円）

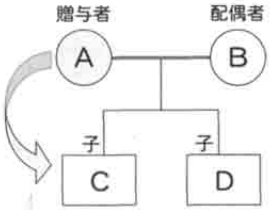

相続時精算課税制度を選択

	（１年目）贈与財産	（２年目）贈与財産
課税価格	１，５００万円	１，８００万円
特別控除額（最大２，５００万円）	特別控除額 １，５００万円 ／ １，０００万円	特別控除額 １，０００万円
特別控除後の課税価格	なし（翌年以降に繰越し）	８００万円 × 税率 一律２０％
贈与税額	なし	１６０万円

相続税額の計算

加算する時の贈与財産の価額は贈与時の価額です。

贈与者Ａが亡くなった場合

相続時精算課税制度に係る贈与財産 ３，３００万円

相続（遺贈）により取得した財産

子Ｃ(c)　：　子Ｄ(d)　：　配偶者Ｂ(b)

課税遺産総額

基礎控除額 ５，０００万円＋１，０００万円×３人（法定相続人数）

子Ｃ（1/4）	子Ｄ（1/4）	配偶者Ｂ（1/2）

（法定相続分で取得したと仮定してあん分する。）

（税率）　（税率）　（税率）

（税額の算出）

相続税の総額

（各人の実際の相続割合(c:d:b)によってあん分する。）

各人の算出税額

１６０万円　　配偶者の税額軽減（各人の算出税額から、税額控除（配偶者の税額軽減、贈与税額の控除等）を行う。）

なし　　相続税額

（子Ｃ）　（子Ｄ）　（配偶者Ｂ）

相続時精算課税制度に係る贈与税額を控除します。
控除しきれない金額がある場合には、還付申告をすることができます。

◎ 相続税の速算表

（平成15年１月１日以後の相続）

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
１，０００万円 以下	１０％	－
３，０００万円 以下	１５％	５０万円
５，０００万円 以下	２０％	２００万円
１億円 以下	３０％	７００万円
３億円 以下	４０％	１，７００万円
３億円 超	５０％	４，７００万円

選択をするためには…

相続時精算課税制度の選択をしようとする受贈者は、その選択をしようとする贈与を受けた年の翌年２月１日から３月15日までの間に、相続時精算課税制度を選択する旨の「届出書」を「贈与税の申告書」とともに提出しなければなりません。

贈与者（父又は母）ごとに「届出書」の提出が必要です。

選択をした年分以降の贈与については…

○ 「届出書」に記載された贈与者からの贈与については、その贈与者が亡くなるまで相続時精算課税制度の適用が継続されます（選択を撤回することはできません。）。

○ その贈与者からの贈与については、贈与を受けた年の翌年２月１日から３月15日までの間に贈与税の申告をする必要があります（この期間内に申告がない場合には、特別控除の適用を受けることができません。）。

○ その贈与者以外の人からの贈与については、前ページの「暦年課税」により贈与税額を計算します。

債務及び葬式費用については…

○ 被相続人が残した債務及び葬式費用については、相続（遺贈）財産の価額に相続時精算課税制度に係る贈与財産の価額を加えた価額から控除します。

Ⅲ 住宅取得等のための資金の贈与を受けた場合の特例

相続時精算課税制度において、平成１５年１月１日から平成１７年１２月３１日までの間に、「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合、次の特例を適用することができます。

① 相続時精算課税選択の特例

「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合には、その贈与者（原則として父母）が６５歳未満であっても相続時精算課税制度を選択することができます。

（注）１　この場合、その贈与者からの贈与については、相続時精算課税制度の適用が継続されることになります。
２　受贈者は、贈与の年の１月１日において２０歳以上でなければなりません。

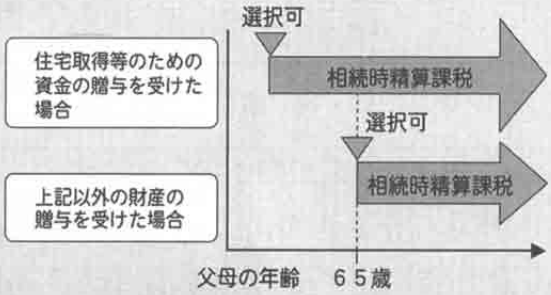

② 住宅資金特別控除の特例

相続時精算課税制度を適用する人が、原則として父母から「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合には、２，５００万円の特別控除額に上乗せして１，０００万円の住宅資金特別控除額を控除できます。

【計算例】住宅取得等のための資金（4,000万円）の贈与を受けた場合

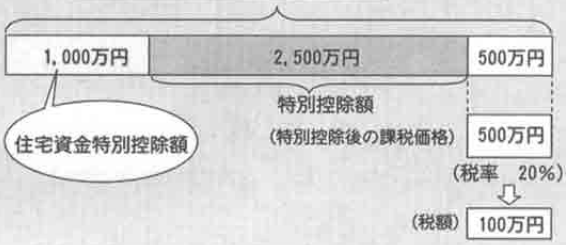

「住宅取得等のための資金」とは…

次のいずれかに掲げる新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭をいいます。

イ　住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得
ロ　既存住宅用家屋の取得
・　マンション等の耐火建築物は築後２５年以内
・　耐火建築物以外のものは築後２０年以内
ハ　住宅用家屋の増改築等
（注）イ、ロ、ハとともに取得するその敷地の用に供されている土地等を含みます。

相続時精算課税制度を選択しない方については…

「贈与税額の計算の特例（５分５乗方式）」を平成１７年１２月３１日まで引き続き適用することができます。

○　相続時精算課税制度を適用した場合、その贈与者からの贈与についてはこの特例を適用することはできません。
○　平成１５年１月１日以後の贈与についてこの特例を適用した場合には、贈与の年以後５年間は、その贈与者からの贈与について相続時精算課税制度の選択はできません。

「贈与税額の計算の特例（５分５乗方式）」
父母又は祖父母から「住宅取得等のための資金」の贈与を受けたときに、１，５００万円までの部分について５分５乗方式（贈与を受けた財産の価額を５分の１して税額を計算し、その税額を５倍して納税額を算出する方法）により贈与税額を計算する特例（この特例を受けると、５５０万円までの贈与について贈与税はかかりません。）

このパンフレットに関するお問い合わせは、財務省主税局まで　０３-３５８１-４１１１（代表）内線５５４０
なお、お近くの税務署（資産税担当）又は税務相談室でも質問をお受けします。

平成15年8月における経営事項審査実施の日程について

栃木県土木部監理課建設業係

土木事務所名	審査予定日	土木事務署名	審査予定日
宇　都　宮	20日（水） 21日（木）	栃　　木	27日（水） 28日（木）
鹿　　沼	29日（金）	大　田　原	25日（月）
烏　　山	26日（火）	日　　光	22日（金）
矢　　板	29日（金）	真　　岡	28日（木）
足　　利	26日（火）	佐　　野	19日（火）

支　局　情　報

【宇都宮】

宇都宮支部、第二回理事会開催

６月１３日、宇都宮支部理事会、及び日政連栃木会宇都宮支部幹事会が開かれ、新理事・幹事１５名が出席した。

今年度の支部役員会は３０代の斎藤裕支部長初め大幅な若返りを果たし、支部活動の更なる活性化が期待されている。

新体制で開催された理事会では各部とも活発な意見交換が行われ、支部研修会の立案、親睦事業、支部ホームページの作成等が検討された。

８月の「行政書類手続き相談」

日　時：平成15年8月11日（月曜日）
午前10時～午後3時
場　所：宇都宮市役所2階（市民相談室）
担当者：嶋崎チイ子・岸　清美

資産税務研究会総会・研修会開催

６月１３日、資産税部研究会の第７回総会がプラザイン・くろかみで開かれた。

同研究会は宇都宮支部と宅建協会宇都宮支部が共同で運営するもので、年二回の研修会開催などの事業が行われる。

本総会には、烏山宇都宮税務署長が来賓として出席され祝辞を述べられた。前年度事業報告・今年度事業計画等が滞りなく承認された後、両会から新役員が選出され閉会した。

総会に続いて、本年度第一回研修会が同じくプラザイン・くろかみで開かれ、本会宇都宮支部からも３０数名の出席があった。

研修会では、宇都宮税務署資産税課税部門連絡調査官・山口幸隆氏が１５年度税制改正について講演を行い、今回の重要な改正点である相続税・贈与税における相続時精算課税制度、及び、登録免許税改正についての詳細な説明がされた。　（支局長　深見史）

支局かわら版 塩原渓谷歩道と森林浴 ―那須支部―

緑豊かな森林にひたって森林の香気を浴びて心身を鍛えることを「森林浴」と言います。

塩原渓谷歩道はマツ、モミ、落葉樹の原生が豊富で森林浴に最適です。

それでは、有数な中からコースをご案内します。

1.回顧（みかえり）コース【3.3粁／約2時間】

暮石（がまいし）園地から箒川渓谷にかかる吊橋を渡り回顧滝の、観瀑台へ。そこから山越えをして留春の滝へと続くコースです。急な登り下りのある健脚向けのコースで、登山気分が味わえます。

もし体力にあまり自信のない方は、吊橋（100m）を渡って回顧滝（落差７０m）を見るだけでも四季折々の渓谷美を楽しむことができます。

回顧の吊橋

回顧の滝

日本一のもみじ谷大吊橋

2.やしおコース【3.7粁／約1時間30分】

箒川ダム（東電ダム）駐車場からダムを渡り、ブナ、ミズナラなどの原生林を通りぬけて布滝の観瀑台へ。水しぶきで暑さ知らずの別天地です。又、ヤシオツツジも見事なところです。

山を越えると不動の湯、岩の湯の露天風呂があり温泉浴も楽しめます。コースは比較的ゆるやかで家族連れでゆっくり楽しむ事もできます。

コース内に天皇の間（旧御用邸）記念公園、塩原温泉ビジターセンター、新設の七ツ岩吊橋があり、足湯につかり精一杯休息もできます。

竜化の滝

天皇の間記念公園

七ツ岩吊橋

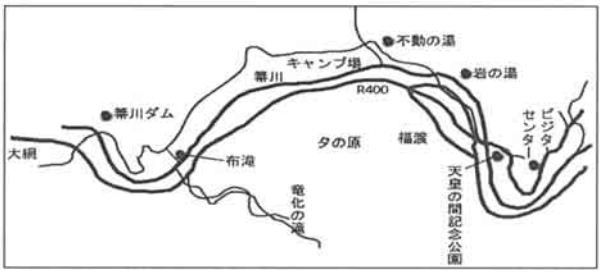

3.前山コース【2.5粁／約40分】

ビジターセンターから塩の湯温泉、八方ヶ原方面への分岐までのコースです。

針葉樹の林を抜けると、浅緑色の岩の間を清らかに流れる鹿股（かのまた）川にかかる仙人岩吊橋があり、川をのぞくと、イワナやヤマメなどの渓流魚を見ることができます。

他に数コースがあり、大変利用者も多く自然とのふれあいができます。

塩原温泉ビジターセンター

仙人岩吊橋

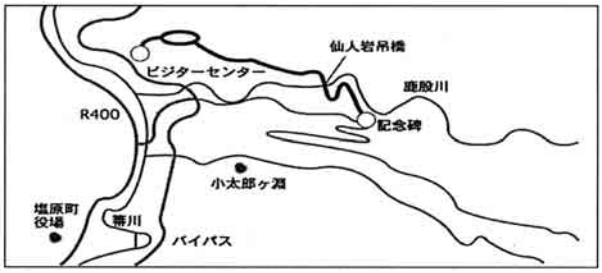

（K．K）

書士会日誌

―― 6月（主なもの） ――

2日	月	山のレストラン落成式	会長 増田局長
3日	火	関東地方協議会会長会	会長 岸副会長
4日	水	正副会長会（本部・政連）	会長 金敷副会長 岸副会長 宮嶋副会長 堀越副会長 浅野政連会長
5日	木	宇都宮市管財課等挨拶回り	会長 金敷副会長
6日	金	理事会資料作成	金敷副会長
7日	土	運営協議会総会	会長
9日	月	県関係課挨拶回り	会長 金敷副会長 岸副会長
10日	火	理事会・幹事会	正副会長 理事 支部長 委員 監事 菅沼議員 鯉沼議員
13日	金	宇都宮資産税務総会	金敷副会長
17日	火	産業廃棄物特別研修会	会長 岸副会長 金敷副会長 横山部長 鈴木（昇）理事
18日	水	広報部会・支局長会議	会長 金敷副会長 青木部長 小林副部長 清水理事 松本理事 新井専門部員 深見支局長 萩野支局長 大森支局長 土方支局長 秋葉支局長 長谷川支局長 君島支局長 杉山支局長 和賀井支局長
20日	金	業務研修部会	会長 岸副会長 横山部長 嶋田副部長 鈴木（康）理事 大谷理事 大槻理事 鈴木（昇）理事 渡辺専門部員 鈴木（宏）専門部員 池葉専門部員
23日	金	正副会長・総務部・財務部長会 総務部会	会長 金敷副会長 岸副会長 宮嶋副会長 堀越副会長 唐木田部長 秋田部長 市川副部長 齋藤理事 木下理事
		県生活環境部環境整備課との打ち合わせ	横山部長
26日	木	日行連総会・日政連大会	会長 金敷副会長 宮嶋副会長 堀越副会長 浅野政連会長
27日	金	〃	
		軽協会との連絡会	会長 宮嶋副会長 運営協議会正副会長

お坊さんに感動！

先日、組内に不幸があり、お通夜・告別式等、組内として当然手伝いをした。やはりお通夜・告別式と受付を任された。香典を扱うので、気合いをいれて手伝いに臨んでいた。ま、ここまでは、普通の行いである。

お通夜が始まる前に、シンセサイザーを会場に持ち込んでいるのが見受けられた。そのときはたいして気にもとめなかったが、開始ちょっと前になると、クラシック音楽が流れてくるではないか！仏教にクラシック？と驚くことはこればかりではなかった。始まると、お経やご焼香はもちろんあったが、音楽に合わせて一緒に歌を歌ったり…仏教と言うよりは、仏教とキリスト教のよい所をミックスしたものであった。始めは驚いた私だったが、次第に引き付けられるようになった。通常、ただお坊さんの唱えるお経を聞いているだけだが、今回は、参列者も積極的に参加できる。積極的に霊を慰められる。そんな感じがした。

ここで考えさせられたことは、宗教の縄張り意識を捨てて、いいところはいいものとして取り入れたお坊さんの発想の転換である。視点を変えると言うところは、ＩＴ化等で流動的な立場にいる行政書士にも、合い通じるものがあると思った。　（ペンネーム　バブ）

訂正とお詫び

※15ページ

支局情報【芳賀】支部の中で、県の理事を県知事と誤って掲載してしまいました。訂正し、お詫び申し上げます。

※17ページ

平成15年度支部役員一覧の宇都宮支部名簿で誤りがありました。
正しくは下記のとおりです。訂正しお詫び申し上げます。

支部長	斎藤　裕
副支部長	嶋崎チイ子
	市川　浩一
	小林　幸雄
理　事	工藤　恭裕
	岸　清美
	川島　容子
	山本　昭子
	大久保英昭
	鈴木　清市
	石川　圭一
	深見　史
	松野　文武
	古家　光治
	田代　昌宏
	福田　仁
	上野　孝三
監　事	糸井　啓明
	遠藤美代子

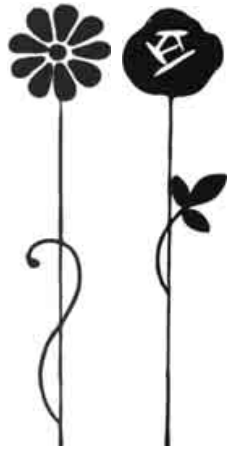

運営協議会15年度定期総会開催

車庫証明センター運営協議会は、６月７日（土）に「ホテルニューイタヤ」で定期総会を開催し、平成１４度事業報告・決算・退職積立金特別会計決算・監査報告及び会則一部改正案・平成１５度事業計画案・予算案・留任の正副会長を承認した。

議事に先立ち、開会のことばを高島佐野センター長が、続いて清水運営協議会会長が挨拶で「IT特別委員会」の設置を含め将来を見据えたビジョンを持たなければならないことを強調、そして本会の小林会長が行政書士も時代の要請として、より高度な専門知識が求められていると挨拶された。

会則に基づき清水会長が議長となり議事に入った。第１号議案から３号議案、監査報告が報告どおり承認された。第４号議案の会則一部改正案から7号議案の役員選任まで案が提案され、質議応答の後原案どおり承認された。

閉会のことばを松長足利センター長が述べ、総会を締めくくった。

総会後、懇親会に入り和やかに歓談の花を咲かせた。

（運営協議会　松本　明）

女性部会

６月２１日（土）行政書士会館にて女性部会を開催しました。宇都宮支部の田代会員の協力を得てインターネットの活用方法を勉強しました。深見会員や土方会員の様に自分のホームページを持っている人から初心者までレベルはさまざまです。初心者を対象に会のホームページや役に立つホームページに実際にアクセスして使い方を教えてもらいました。次回もインターネット講習会を開催します。　（手塚理恵）

政連だより

日政連の定期大会

日政連の第２３定期大会が６月２７日午前10時30分から日行連定時総会に引き続き赤坂プリンスホテルにて開催された。

会議において、単位会からの会費の徴収について、現在は「単位会会員全員分を納入している」制度を「政治連盟加入者のみの納入」とするよう規約の改正を行う動議が提出された。

当会の代議員５人全員も動議提出賛成者となった。（動議提出は５単位会２０名）

採決の結果、代議員１９０名中、６９名の賛成者がいたが動議は否決された。

役員改選においては、日行連会長　宮内一三氏（東京会）が会長に選出された。

定時総会は午前１１時３０分に閉会した。

その後１２時から幹事会が開催され、幹事長に畑光氏（東京会）を選出、続いて副会長６名を選出して閉会した。

（日政連栃木会会長　浅野吉知）

木もれび

ある日の午後４時ごろ、お得意様との商談中に、突然、数年使用していた携帯電話の電源が切れてしまった。昨日充電したのにどうしたのかなと思いながら、携帯電話のボタンをいろいろ押してみたが、うんともすんとも言わない。

お客様からの注文は今まで携帯電話が主だった。携帯電話がだめになればお客様との連絡がだめになる。こちらからの連絡は、普通電話でなんとかなるが、お客様が迷惑してしまう。お客様はスピードを要求しているからだ。

携帯電話をすぐ直さなくてはと、急いでサービスセンターに駆けつけた。時間は午後4時半だった。店員が充電してくれたら復帰した。良かったと思ったがいつまた駄目になるかと心配になったので、機種を新しくすることにした。その手続きに約２時間かかるという。お店の閉店時間ギリギリだ。２時間は永いので、事務所に戻ることにした。その日は事務所には誰もいなかったからだ。事務所なら普通電話があるし、お客様との連絡も何とかなるからだった。

午後７時１５分ごろお店から事務所に電話があった。手続が終わったというので、早速取りに行った。新しい携帯電話を手に取るとほっとして疲れがどっと出た。本当に疲れた。そして携帯電話の有り難味がわかった。

危機管理は国家だけのものではない。

携帯電話を業務用と緊急用の2つ持てば良いのかと思った。　（栃木支局長　大森　昭雄）

表紙写真 ～「道の駅」もてぎ～
四季折々の花とＳＬが走る駅

栃木県の南東部に位置する茂木町。山と川と公園に囲まれた「道の駅・もてぎ」は北関東の観光と交流の拠点として多くの方々に利用されています。

駅内にはフラワーガーデンや遊戯広場をはじめ地元特産品の展示販売、郷土食・健康食をテーマにしたレストランなどの施設も充実しています。また、体験のできる道の駅として、リースや染色など各種教室を開催しています。

さらに施設のすぐそばをSLが走るなど、見所いっぱい滞在型の首の駅です。

路線名：国道１２３号
所在地：栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1090-1
電　話：0285-63-5671
開設時間：午前10時～午後7時（10月～3月は午後６時まで）アグリハウスのみ午後８時まで営業
休館日：第１・第３火曜日　※８月は無休
アクセス：☆真岡鉄道茂木駅から徒歩12分
☆常磐自動車道水戸ＩＣから40分
☆東北自動車道那須ＩＣから国道294号伊王野方面へ１８km、車で25分

★施設紹介★

○おもてなし館…地域・道路情報を提供
○アグリハウス…おすすめは栃木和牛の焼肉
○手づくり館…おすすめはこんにゃく料理

★おみやげ★

○新鮮野菜の直販・花苗・かぼちゃまんじゅう・手作りアイスクリーム・手打ちうどん・そばなど。

★一足のばせば★

○ツインリンクもてぎ（車で15分）
国際規格のレースが開催できるロードコースと、アメリカンモータースポーツが楽しめるオーバルコース、オートキャンプ場、「バイクと車のミュージアム」等がある。

○茂木健康温泉（車で15分）
小高い丘の上に建っており、浴室から日光連山、那須連山が見渡せる。露天風呂あり。特に薬湯風呂が大好評。

栃木県行政書士会員の動き

【 入　会 】

（平成15年6月30日現在）

	支　部・氏　名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　　務　　所	電　話	備　考
	栃　　木	１８０５	H15.6.20	328－0111	下都賀郡都賀町大字家中1696－1	0282－27－2035 FAX27－2035	
	森田　　操	03121938					
	那　　須	１８０６	H15.6.20	324－0401	那須郡湯津上村大字狭原1068－3	0287－54－0534 FAX54－0534	
	須藤定之助	03121939					

【 変　更 】（事）は事務所、（住）は住所の変更

支　部	氏　　名	会員番号	変　更	新　事　務　所　・住　所　・　Eメール	電　　話
宇都宮	尾 崎 成 美	1618	（事）	宇都宮市竹下町679－8	028－667－9197
宇都宮	奥 村 則 子	770	（事）	宇都宮市塙田5－2－56	
鹿　沼	大 川 芳 宏	1633	（住）	鹿沼市西茂呂3－10－14	0289－63－0073

お　知　ら　せ

全国リレーフォーラム
電子自治体と未来のくらし
～国民のための電子自治体を構築するために～

日　時：平成15年7月30日（水）13：00開演
会　場：栃木県総合文化センター・サブホール
料　金：入場無料　定員500名
お問い合わせ：〒320-8686 宇都宮市昭和1-8-11 下野新聞社事業部
TEL 028-625-1134　FAX 625-1054
申し込み方法：住所・氏名・年齢・職業・電話番号・参加人数をご記入の上、ハガキまたはFAX、下記ホームページでお申し込みください。
http://www.shimotsuke.co.jp/jigyo/index.html

※このフォーラムには、**金敷　裕**副会長・IT特別委員会委員長がパネリストとして参加します。多くの方のご参加をお願い致します。
なお、聴講券がないと入場できませんので、必ず事前に申込みをしてください。

総務部からのお知らせ

栃木県行政書士会会則の一部改正について
（入会金）
第10条　本会の会員となった者は入会届を提出するとき入会金をして**150,000円**を納入しなければならない。
栃木県より会則の一部改正について、平成15年6月16日付（栃木県指令文学第155号）にて認可されました。
よって、平成15年7月1日から施行する。

会費の納入について

７月は第２期（７月～９月）会費と、政連会費納入月です。銀行、郵便局の自動引き落としをご利用になっている方は残高不足にご注意下さい。

事務局夏季休暇について

事務局は８月１４（木）～１７（日）まで夏季休暇になります。

編集後記

編集後記って何書くの？
広報部一年生、文書を書くのは大の苦手。こんな私がやる気満々で広報部に入ったら一気にくじけてしまいました。意外と広報誌を作ることって大変だなーと反省しています。いままで広報に関わってきた諸先輩方に改めて感謝申し上げます。

行政とちぎ　７月号No.319

発行人　栃木県行政書士会
代表者　小　林　一　二
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話 028-635-1411(代)
ＦＡＸ 028-635-1410
メールアドレス　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ホームページ　http://www.gt9.or.jp/gyosei/index.html
編　集　広　報　部
定　価　250円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）